

春日井市健康づくり及び地域医療の確保
に関する基本条例の解説

平成25年7月

春日井市健康福祉部健康増進課

目 次

はじめに	1
前文	3
第1条 目的	5
第2条 定義	6
第3条 基本理念	9
第4条 市民の責務	11
第5条 健康づくり事業実施者の責務	13
第6条 医療機関等の責務	15
第7条 市の責務	17
第8条 計画の策定	19
第9条 啓発等	21
第10条 市民等に対する支援	22
第11条 人材育成	23
附則	24

はじめに

1 条例制定の背景

心身ともに健康であることは、市民共通の強い願いであり、いきいきとした活力のあるまちづくりの上で最も大切なことであるとして、本市は平成2年に「健康都市」を宣言しています。

健康であることを示す指標の1つとして、「健康寿命」があります。健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命は、男性70.42年、女性73.62歳（国・平成22年）で、平均寿命の男性79.55歳、女性86.30歳（国・平成22年）と10年ほどの隔たりがあり、この差を短縮することが個人の生活の質を保つことにつながります。平成24年に国が定めた新たな国民健康づくり運動である「健康日本21（第二次）」でも、健康寿命の延伸は中心的な課題として取り上げられており、健康状態をより良くするための取組である「健康づくり」の重要性はさらに高まっています。

また、健康寿命と平均寿命の差に当たる期間は、医療や介護が必要である期間ともいえます。本市も平成24年に高齢化率21%を超え、超高齢社会を迎えました。一般的に、人は高齢になるにつれ、慢性疾患のコントロールのために日常の健康管理が必要になったり、大きな疾病にかかる可能性も高くなります。今後、医療に対する需要はますます増大していくことでしょう。

しかし近年、医師の偏在や医師数の減少などにより、医療崩壊の危機にある地方自治体も増えています。特に、地域医療の基幹的役割を担う公立病院では、診療時間内では都合がつかないという理由のみで救急外来を受診する、いわゆる「コンビニ受診」などの受診行動により、医療の担い手がさらに疲弊していく状況にあります。本市は、幸いにも現在はこのような状況にはありませんが、このままでは将来医療崩壊をまねく恐れがあります。市民が安心して生活するのに地域医療は欠かせないものであり、将来にわたって確保していく必要があります。

2 経緯

平成22年度	先行事例の調査、研究
平成23年度	条例の骨子案を春日井市健康施策等推進協議会で協議
平成24年度	関係団体からの意見聴取
	市民意見公募（平成25年1月4日～2月5日）
	条例案を春日井市健康施策等推進協議会で協議・承認

3 条例の特徴

- ・健康づくりと市民の健康を支える地域医療の確保について、同じ条例で定めています。
- ・市民の健康づくりを社会全体で支えることを明記しています。
- ・地域医療を確保するための関係者の責務や役割を定めています。
- ・保健、医療及び福祉が一体となった、切れ目のない連携について明記しています。

前 文

健康は、ひとつの財産であり、幸せの原点である。

生涯にわたって健康であり続け、心豊かな生活を送ることは、誰もが望むことであり、それを実現するためには、子どもから高齢者まで全ての市民が健康に関心を持って健康づくりに努めるとともに、その活動を社会全体で支えることが必要である。

また、健康を害した場合でも、誰もが自分らしい生活を送ることができるよう、保健、医療及び福祉が一体となり、健康の維持、回復及び増進のための支援をする必要がある。特に、地域医療は、市民の健康を支え、市民が安心して暮らすために欠かせないものであり、市民が地域医療の現状を理解し、適切に利用していくことにより、将来にわたって維持されなければならない。

このような認識のもと、市民を始めとした健康づくり及び地域医療に関わる者がそれぞれの責務を果たすことにより、健康で明るく活力ある都市春日井を築くため、ここに、この条例を制定する。

【趣 旨】

前文は、この条例制定の背景、現状認識、目指す方向などを分かりやすく示し、「健康で明るく活力ある都市春日井」を築くことへの決意を表明するために設けています。

【解 説】

前文は、全4段で構成されています。

第1段目は、平成2年の「健康都市宣言」の最初の一文であり、「健康」は幸せであるための大切な財産であることを確認しています。

第2段目は、心身ともに健康であり続けるためには、市民一人ひとりの努力に加えて社会全体の支援が必要であるとしています。

第3段目は、保健、医療、福祉といった社会資源が切れ目なく連携することの

必要性と、中でも地域医療は市民が安心して暮らすために欠かせない要素であり、将来にわたって維持されるべきであることを述べています。

第4段目は、市民の健康を守る「健康づくり」と「地域医療」に関わりをもつ全ての者がそれぞれの責務を果たすことで、健康都市宣言が目指す「健康で明るく活力ある都市春日井」を築くために条例を制定することを宣言しています。

《参考》

○健康都市宣言（平成2年告示第16号）

健康はひとつの財産であり、幸せの原点であります。

心身ともに健康であることは、市民共通の強い願いであり、いきいきとした活力のあるまちづくりのうえで最も大切なことでもあります。

私たち春日井市民は、一人ひとりが健康の輪を広げ、健康で明るく活力ある都市・春日井を築くため、ここに「健康都市」を宣言します。

- 1 スポーツやレクリエーションを通じて、健全なところとからだをつくりましょう
- 1 市民一人ひとりが調和のとれた健康で明るい家庭をつくりましょう
- 1 健康づくり・体力づくりを地域にひろめ、健康で明るいまちをつくりましょう

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康づくり及び地域医療の確保に関する基本理念を定め、市民、健康づくり事業実施者、医療機関等及び市の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進及び地域医療の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、もって市民の健康の維持、回復及び増進に寄与することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、この条例を制定する目的について定めるものです。

【解 説】

この条例は、健康づくりと地域医療の確保に関し、次のことについて定めることにより、市民の健康の維持、回復及び増進に寄与することを目的として制定しています。

- ・ 基本理念
- ・ 関係者の責務と役割
- ・ 基本的な事項

基本理念については第3条、市民、健康づくり事業実施者、医療機関等及び市の責務については第4条～第7条、施策の基本となる事項については第8条～第11条で規定しています。

「健康の維持、回復及び増進」とは、現在健康である者がその健康を維持し、又はさらに健康になるよう努力することだけでなく、健康を害した者がその健康を取り戻し、又は健康状態を悪化させないよう現在ある機能を維持するべく努めることを表しています。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 心身ともに健やかに、生涯にわたって自分らしい生活を営むことができるよう、健康状態をより良くしようとする取組をいう。
- (2) 地域医療 市民の生活圏内において病状に応じた医療を適切に受けることができる体制をいう。
- (3) 健康づくり事業実施者 保険者（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条第1号から第6号まで及び第10号に規定する者をいう。）、学校（同条第7号に規定する者をいう。）、事業者（同条第9号に規定する者をいう。）その他健康づくりの推進に関する活動を継続的に行う団体及び個人をいう。ただし、市及び次号に定める医療機関等を除く。
- (4) 医療機関等 診療所、病院その他地域医療に携わる団体及び個人をいう。

【趣 旨】

本条は、この条例で用いられる用語の意義を定めるものです。

【解 説】

第1号では、「健康づくり」を定義しています。

健康とは、心と身体がともに元気で丈夫なことであり、その状態をより良くしようとして実施するあらゆる取組、例えば運動、休養、栄養バランスを考えた食事などを「健康づくり」としています。

第2号では、「地域医療」を定義しています。

「市民の生活圏内において病状に応じた医療を適切に受けることができる体制」とは、人が日常生活を行う範囲において、診療所で日々の健康管理ができ、専門

的な医療が必要になった場合は、その役割を担う医療機関への紹介を受け受診するといった、医療機関等ごとの機能に合わせた連携ができる体制をいいます。

第3号では、「健康づくり事業実施者」を定義しています。

「健康づくり事業実施者」とは、健康づくりの推進に関する活動を継続的に行う団体及び個人のことをいい、各語の意義は次のとおりとします。

- ・ 保険者

健康増進法（平成14年法律第103号）第6条第1号から第6号まで及び第10号に規定する者とし、健康保険組合や国家公務員共済組合等の、医療保障を扱う社会保険を営み保険給付や保健事業を行う団体をいいます。

- ・ 学校

健康増進法第6条第7号に規定する者であり、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定により健康増進事業を行う者」をいいます。同法で規定される健康増進事業を行う者は、第2条第1項で規定する「学校」であり、これは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とされています。

- ・ 事業者

健康増進法第6条第9号に規定する者とし、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号の「事業を行う者で、労働者を使用するもの」、つまり個人事業者や会社、公益法人などが含まれます。

- ・ 健康づくりの推進に関する活動を継続的に行う団体及び個人

保険者、学校、事業者以外の、健康づくりの推進に関する活動を継続的に行う団体及び個人をいい、特定非営利活動法人（NPO）等が想定されます。

第4号では、「医療機関等」を定義しています。

病院は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項、診療所は同条第2項に定めるものをいいます。また、「その他地域医療に携わる団体及び個人」とは、薬局等の医療に関係する事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師協会等

の職能団体や、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手をいいます。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 市民の健康は、生涯にわたって保たれるべきものである。

2 健康づくりは、市民一人ひとりの自主的かつ積極的な意思に基づき行われるものとする。

3 健康づくりは、家庭、地域、学校、職場その他の社会全体で支援するものとする。

4 地域医療は、良質かつ適切な医療の提供及びその適切な利用により、将来にわたって持続的に確保されなければならない。

5 地域医療は、医療機関等、福祉その他の関係機関との連携により確保されなければならない。

【趣 旨】

本条は、この条例の目的を達成するのに当たって必要とされる、基本理念を定めるものです。

【解 説】

第1項では、市民の健康は生涯にわたって保たれるべきとし、健康であることは誰もが持つ基本的な権利であることを表しています。

第2項では、健康づくりの主役は市民一人ひとりであり、自分自身の健康を維持、回復及び増進させるため、市民が自ら進んで健康づくりに取り組むことを求めています。

第3項では、市民が取り組むべき健康づくりを、家庭という最小の単位を始めとして、地域、学校、職場などの、あらゆる年代・ライフステージの市民を取り巻く社会全体で支援する必要があることを示しています。

第4項は、地域医療は市民の健康を守るために必要不可欠な体制であり、将来にわたって持続的に確保されなければならないとしています。また、地域医療を

確保するためには、医療機関等が良質かつ適切な医療を提供するため不断の努力をするだけでなく、市民が地域医療を理解し、適切に利用する必要があるとしています。

ここでいう「良質かつ適切な医療」とは、疾病、治療等に関する十分な情報を提供されることにより、患者が納得した上で実施され、かつ診療時の医療水準から考えて相当であると認められる最も効果的な方法で行われる医療をいいます。

第5項は、地域医療を確保するためには、医療機関等だけでなく福祉（介護保険・障がい福祉等）、その他の関係機関（保健所等）との連携が不可欠であることを表しています。例えば、急性期を脱した患者について、急性期を担う医療機関で対応し続けるのは、次の患者の受け入れができなくなることから難しいことです。その際に、療養を受け持つ医療機関や介護施設、在宅での医療・看護・介護・リハビリテーションなどと連携して対応することにより、医療機関等の役割分担が十分に機能することになります。

第4条 市民の責務

(市民の責務)

第4条 市民は、自己の健康に関心を持ち、良質な食生活、十分な睡眠及び休養、適度な運動等、健康な生活習慣を身に付けるとともに、自己の心身の状況に適した健康づくりを継続して行うよう努めるものとする。

2 市民は、健康診査及び検診を積極的に受診することにより、疾病の予防、早期発見及び早期治療に努めるものとする。

3 市民は、地域医療を確保するため、自己の病状に応じた適切な医療機関等を選択するよう心掛けるとともに、診療所及び病院の診療時間内に受診するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、健康づくりと地域医療の確保のために、市民が担う責務を定めるものです。

【解 説】

第1項は、基本理念にもあるとおり、健康づくりの主役は市民一人ひとりであることから、市民の責務として、健康づくりを継続して行うよう努めることとしており、以下の3つの取組例を示しています。

- ・ 自己の健康に関心を持つ【自主性・主体性の醸成】
- ・ 健康な生活習慣を身に付ける【健康づくりの習慣化】
- ・ 自己の心身の状況に適した健康づくり【必要かつ継続しやすい取組の選択】

これらの取組は、疾病を未然に防ぐ「一次予防」に位置付けられるものです。

第2項は、健康診査やがん検診等を積極的に受診することにより疾病又は疾病につながる状態を早期に発見し、予防又は治療につなげる「二次予防」に努めることとしています。

第3項は、地域医療を確保するために、市民は自己の病状に応じた適切な医療

機関等を選択するよう心掛けるとともに、診療所及び病院の診療時間内に受診するよう要請しています。

「自己の病状に応じた適切な医療機関等を選択する」とは、地域医療が医療機関等の機能に応じた役割分担により成り立っている（第2条第2号解説参照）ことを理解した上で、医療機関等を選ぶことを表します。

「診療所及び病院の診療時間内に受診する」については、例えば、以前から軽い体調不良を自覚していながら、診療時間内では都合がつかないという理由のみで、急病診療所や救急外来を受診するなどの、急を要しない症状での診療時間外受診（いわゆる「コンビニ受診」）を抑制することを目的としています。

市民の適切な受診は、医療の担い手の疲弊を防ぐとともに、真に救急医療が必要な患者に対し、適切かつ迅速に医療を提供する環境を整えるためにも重要なことです。

第5条 健康づくり事業実施者の責務

(健康づくり事業実施者の責務)

第5条 健康づくり事業実施者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策への協力及び健康づくりに資する社会環境の整備に努めるものとする。

2 健康づくり事業実施者は、健康づくりに関する情報を共有する等相互に連携し、健康づくりの推進に関する活動を効果的に実施するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、健康づくりの推進のために、健康づくり事業実施者が担う責務を定めるものです。

【解 説】

第1項では、健康づくり事業実施者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策への協力と、健康づくりに資する社会環境の整備に努めることとしています。

「健康づくりに資する社会環境の整備」とは、例えば次のようなことが考えられます。

- ・健康保険の被保険者に対し、特定健診やがん検診等の受診を勧め、健診結果に基づく保健指導を積極的に行う
- ・時間外労働の縮減に向けた取組
- ・職場でメンタルヘルスに関する措置が受けられる体制の整備
- ・健康に配慮した商品やサービスの提供
- ・学校での食育・防煙教育

これは、健康づくりを個人の努力のみに任せるのではなく、様々な分野を健康の視点から見直すことにより、市民が少しでも健康づくりに取り組みやすくする環境を整えることを目標としています。

第2項は、健康づくり事業実施者が各々の活動をするだけでなく、例えば運動と栄養を組み合わせた講座を実施する等、互いに情報を持ち寄り連携することで、より効果的な健康づくりの推進に関する活動を展開するよう求めています。

第6条 医療機関等の責務

(医療機関等の責務)

第6条 医療機関等は、市民に対し、日常の健康管理、疾病の予防のための措置及び良質かつ適切な医療を行うものとする。

2 春日井市病院事業の設置等に関する条例（昭和35年春日井市条例第4号）第2条の春日井市民病院は、地域医療における基幹的な医療機関として、急性期の医療及び高度で専門的な医療を担うとともに、地域における医療水準の維持及び向上を図るものとする。

3 医療機関等は、それぞれの機能に応じた役割を果たし、地域医療を確保するよう積極的に努めるものとする。

4 医療機関等は、市民が自己の病状に応じて良質かつ適切な医療を受けられるよう相互に連携し、市民への情報提供、相談及び他の医療機関等への紹介等を行うよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、健康づくりの推進及び地域医療の確保のために、医療機関等が担う責務及び役割を定めるものです。

【解 説】

第1項では、医療機関に対し、市民の日常の健診や経過観察などの健康管理、疾病の予防のための措置を通じて健康づくりを推進するとともに、良質かつ適切な医療を行うよう求めています。

第2項では、春日井市民病院は地域医療の基幹的な医療機関として、急性期の医療及び高度で専門的な医療を担うものとし、診療所等では対応が難しい入院や手術等の医療を提供することとして位置づけています。

さらに、春日井市民病院は地域における医療水準の維持及び向上を図ることとしており、その取組としては、地域の医療従事者への研修の実施や、医療機器の

共同利用などが挙げられます。

第3項では、医療機関等の機能に合わせた役割について規定しています。

地域医療は、市民が日常生活を行う範囲において日々の健康管理を行う診療所と、専門的な医療が必要になった場合に対応する医療機関（例えば春日井市民病院）と、療養回復を担う医療機関等との役割分担をもとに成り立っています。ここでは、地域医療を持続的に確保するために、医療機関等がそれぞれの機能に合わせた役割と責務を積極的に果たすよう要請しています。

第4項は、市民が自己の病状に応じて良質かつ適切な医療を受けられるようにするための医療機関相互の連携について規定しています。

前項で述べたとおり、医療機関等はそれぞれの機能に合わせた役割を担っており、診療所では対応できない急性期や専門的な医療が必要な場合も想定されます。また、急性期の医療を担う医療機関での治療が終わり、日々の疾病管理が必要になる場合もあります。その際に、その病状に応じた良質かつ適切な医療が提供されるよう、診療所とその役割を担った医療機関が互いに連携することを求めています。また、市民に対し、疾病や治療等についての十分な情報提供や健康相談、良質かつ適切な医療を提供できる他の医療機関等へ紹介する等の対応を求めています。

第7条 市の責務

(市の責務)

第7条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、健康づくりの推進及び地域医療の確保に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項に定める施策の策定に当たっては、市民及び健康づくり事業実施者、医療機関等、福祉その他の関係機関の意見を十分に反映させなければならない。

3 市は、健康づくり事業実施者、医療機関等、福祉その他の関係機関相互が切れ目のない連携ができるよう、環境を整備するものとする。

【趣 旨】

本条は、健康づくりの推進及び地域医療の確保のために、市が担う責務を定めるものです。

【解 説】

第1項では、市は、健康づくりの推進及び地域医療の確保に関する施策を策定し、それに基づき事業を実施することとしています。これらの施策は、次条に定める計画によって総合的に推進していきます。

第2項では、市は前項の施策をより効果的なものとするため、その策定の際には、健康づくり及び地域医療に関わる者である市民や健康づくり事業実施者、医療機関等、福祉その他の関係機関の意見を十分に反映することとしています。

第3項は、関係機関の連携のための環境整備について定めています。

前文にもあるとおり、市民の誰もが自分らしい生活を送ることができるよう、健康づくり事業実施者、医療機関等、福祉その他の関係機関の切れ目のない連携により、制度の隙間をつくることなく適切に支援する必要があります。この連携を円滑に行うための環境整備を市が実施することとしています。

環境整備の一例としては、連絡会議の開催や情報共有のための体制づくりなど

が挙げられます。

第8条 計画の策定

(計画の策定)

第8条 市長は、健康づくりの推進及び地域医療の確保に関する施策を総合的に推進するための計画（以下この条において「計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、計画を定めるに当たっては、市民及び保健、医療、福祉その他の関係機関の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

【趣 旨】

本条は、前条第1項の規定により、健康づくりの推進及び地域医療の確保に関する施策を総合的に推進するための計画の策定について定めるものです。

【解 説】

第1項は、計画の策定について規定しています。現在の総合的な健康づくり計画である「新かすがい健康プラン21」は、健康増進法第8条第2項において市町村が定めるよう努めるものとされている、市町村健康増進計画に位置付けられます。

本条例制定後に策定する計画は、健康増進法に定める市町村健康増進計画であるのと同時に、市長が本条に基づき主体的に定める計画として位置付けられることとなります。

第2項は、計画の策定に当たって、関係機関の意見を反映するための措置を講ずることとしています。方法としては、学識経験者、医療関係者、公募市民等で組織される健康施策等推進協議会において協議することにより、関係機関の意見を反映する等の措置を想定しています。

第3項は、計画を定めたときには、滞ることなく速やかに公表することを義務付けています。

第4項は、計画の変更の場合にも、前2項（関係機関の意見の反映と計画の公表）を実施するよう定めています。

第9条 啓発等

(啓発等)

第9条 市は、市民及び地域、学校、職場等における団体（次条において「市民等」という。）に対し、健康づくりの推進及び地域医療の確保に関する理解を深めることを目的として、啓発及び教育を行うものとする。

【趣 旨】

本条は、健康づくりの推進及び地域医療の確保に関する理解を深めるため、啓発等を行うことを定めています。

【解 説】

市は、市民や、市民がそのライフステージに応じて属することになる地域、学校、職場等における団体に対し、健康づくりの推進と地域医療の確保に関する啓発及び教育を行うこととしています。

団体の例としては、次のようなものが考えられます。

- ・区・町内会・自治会
- ・PTA
- ・学校内・地域のクラブ、サークル
- ・労働組合、社員の有志

また、啓発や教育の内容としては、次のようなものがあります。

- ・健康づくりに関する講座開催
- ・健康診査及び検診の受診勧奨
- ・食育、防煙（たばこ）教育
- ・かかりつけ医・歯科医・薬局の啓発
- ・医療機関への適正受診の啓発
- ・市の施策の紹介

第10条 市民等に対する支援

(市民等に対する支援)

第10条 市は、市民等が行う健康づくりの推進及び地域医療の確保に関する活動について、情報の提供、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【趣 旨】

本条は、市民等が行う健康づくりの推進及び地域医療の確保に関する活動に対し、市が支援をすることを定めています。

【解 説】

市は、市民等が自発的に実施する健康づくりの推進及び地域医療の確保に関する活動について、情報提供をするなど、その活動の成果を高めるために必要な支援を行うこととしています。

第11条 人材育成

(人材育成)

第11条 市は、地域において健康づくりの推進に関する活動に携わる者の育成に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、健康づくりの推進に関する活動に携わる者を育成することを定めています。

【解 説】

市は、健康づくりの推進に関する活動に携わる市民や団体等の育成に努めることにより、市民が地域で健康づくりに取り組みやすい環境をつくることとしています。

例としては、市民の身近な食生活のアドバイザーとして活躍する食生活改善推進員を養成したり、健康づくりに励む個人を地域での健康づくりリーダーとして育成することなどがあります。

附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣 旨】

附則は、本条例の施行の日を定めています。

【解 説】

この条例は、権利の制限や罰則を伴うものでないことから、周知期間を設けることなく、公布するのと同時に施行することとしています。